

2022年（令和4年）第7回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）7月15日（金）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）7月15日（金）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）7月29日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 中会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 非農地判断について
- 6 協議及び報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
2022年度（令和4年度）農地パトロールの実施について
- 7 出席委員
2番 上田憲一郎 4番 野田 幸男 5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人
7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁 10番 安原 理雄 11番 下江 京子
12番 河村 昇 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
以上12名
- 8 欠席委員
1番 佐藤 眞子 3番 土屋 智樹 9番 石井 洋子
以上3名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員
事務局専門員 延平 光雄 事務局次長 瀧川 滋雄
事務局 三好 千鶴 神辺出張所 杉原 信弘

松永出張所

花 田 宏

北部出張所

藤 井 勝俊

以上6名

1 1 議事内容
1 4 時 3 0 分

事務局	ただいまから、2022年（令和4年）第7回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数15名のうち、出席委員12名、欠席委員3名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号8番小林輝仁委員と議席番号11番下江京子委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第7回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書次第の「5 報告事項」を「5 協議及び報告事項」に訂正。同じく「5 協議及び報告事項」に「2022年度（令和4年度）農地パトロールの実施について」を追記。 次に議案書（別冊）の8ページ3番の備考欄に「農振」を追記。 次に9ページ9番と10ページ11番の施設欄「9ページ10番から10ページ11番まで」を「9ページ9番から10ページ11番まで」に

事務局 続き	訂正。 次に13ページ7番が取下げ。追加・訂正事項等は以上です。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議長	東部地区の報告をお願いします。
委員 2番 上田	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、7月25日の午前8時30分からの現地調査に続き、午前11時25分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号2件、議案第5号1件、議案第6号11件、合計15件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番について報告します。</p> <p>1番は京都府長岡京市の譲渡人から、東深津町六丁目の譲受人が経営規模を拡大するため東深津町六丁目の畑3筆を譲り受けるものです。</p> <p>場所は深津小学校から西210mです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、7月26日の午前11時50分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号4件、議案第6号2件、合計19件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から9番について報告します。</p> <p>2番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番と4番は関連案件です。</p> <p>南本庄の受人が、2人の渡人から、3番では申請地を譲り受け、4番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>5番は、赤坂町の受人が、府中市の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番と7番は関連案件です。</p> <p>山手町の受人が、2人の渡人から、6番では申請地の贈与を受け、7番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>8番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>9番は、水呑向丘の受人が、田尻町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、7月26日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第4号1件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の10番と11番について報告します。</p> <p>10番は、本郷町の受人が、横浜市の渡人から譲受け、野菜を栽培する計画です。</p> <p>11番は、本郷町の受人が、横浜市の渡人から譲受け、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、農機具を所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、7月26日の午前11時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち12名の出席により、議案第1号5件、議案第2号6件、議案第3号11件、議案第4号2件、の合計24件について審議いたしました。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの12番から4ページの16番について報告をします。</p> <p>まず12番から14番は関連案件です。</p> <p>加茂町の借受人または譲受人は、12番と13番で申請地を使用貸借権により借り受け、14番で所有権移転により譲り受けて、下限面積を満たし、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>15番は西宮市の貸出人は遠方で耕作できないため、地元加茂町の借受人が使用貸借権で借り受け、水稻を栽培して、経営規模拡大を図るものです。</p> <p>16番は駅家町の借受人が、平成24年8月30日から5年更新で同町の貸出人から借り受けているもので、継続して水稻を栽培していくものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、7月26日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号9件、議案第3号5件の合計14件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ17番から6ページ25番について報告します。</p> <p>17番は、申請地の箱田の田1筆1,061㎡について、所有している大谷台の渡人が労力不足で農業後継者もないことから、申請地隣地に居住する箱田の受人が譲り受けて、水稻、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>18番は、申請地の八尋の田2筆3,149㎡について、所有している八尋の貸人が労力不足で農業後継者もなく休耕していたところ、上御領の受人が、期間20年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>19番と20番は、関連案件です。</p> <p>川北の受人が、19番で上竹田の田1筆877㎡について、父である上竹田の貸人から期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、水稻の栽培をし、受人実家が申請地隣地の20番の上竹田の畑1筆172㎡については、坪生町の渡人から贈与を受けて野菜の栽培をして、合計1,049㎡について新規就農をするものです。</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>21番と22番は、関連案件です。</p> <p>21番の下竹田の田1筆876㎡と22番の下竹田の田580㎡を所有するそれぞれ下竹田の渡人が申請農地を交換し、引き続き水稻栽培をするもので、それぞれの自宅から耕作地が近くなり、耕作の利便性を高め、営農活動をし易くするものです。</p> <p>23番は、申請地の下竹田の田1筆1,656㎡と畑4筆3,158㎡について、所有している横浜市の渡人が遠方居住かつ労力不足で営農継続が困難となっているため、南本庄の受人が譲り受けて、水稻や季節野菜・果樹の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>24番と25番は、関連案件です。</p> <p>下御領の受人が、24番で、平野の田1筆124㎡を譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして、25番では、平野の田1筆1,572㎡に3年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻の栽培をして新規就農を図るものです。</p> <p>いずれの案件も申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお</p>

議 長	願います。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番について報告します。 兵庫県芦屋市の申請人が、申請地を庭敷として整備するものです。場所は、田島駐在所の南東、約 1 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊 7 ページ 2 番から 7 番について報告します。 2 番は、野上町二丁目の申請者は加茂町で華道教室を運営していますが、生徒の駐車スペースがなく申請地に確保するものです。 場所は加茂中学校の南東 7 0 0 メートルの所です。 3 番は、駅家町で建設業を営む申請人が現在の資材置場が手狭になったため、新たに申請地に整備するものです。 場所は駅家東小学校の東 3 0 0 メートルの所です。 4 番と 5 番は関連案件です。 申請地の周辺には商業施設があり、不足する露天駐車場を整備し、貸し出すものです。 場所は国道 4 8 6 号線沿いの駅家消防署の前です。 6 番と 7 番は関連案件です。 前後しますが、7 番で、申請者の子ども家族が実家に帰ることになり、離れ

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>家を建築することになりました。</p> <p>6番は、隣地境界線を確定した際、自宅の敷地より、はみ出して建てた塀や物置などがあることがわかり、その部分である申請地を現状に合わせ、宅地にするものです。</p> <p>現地は既に宅地の一部であり、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は駅家南小学校の西100メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請地は、全て農振農用地区域内の農地ですが、7月29日農振除外が決定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 2番 上田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8頁1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、南蔵王町五丁目の譲渡人から尾道市栗原町の譲受人が所有権を取得し、申請地を雨水排水路とするものです。隣接した土地に受人は太陽光発電施設を設置しております。</p> <p>場所は、蔵王小学校から北東、1150メートルです。</p> <p>2番は、大門町津之下の渡人から、札幌市白石区の法人である受人が賃借権を設定し、自社の経営する薬局の露天駐車場を設けるものです。</p> <p>既に一部整備され、駐車場利用もあるため、顛末書添付となっています。</p> <p>場所は、旭丘小学校から東450メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から6番について報告します。</p> <p>3番は、津之郷町の受人が、赤坂町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、赤坂小学校の北西、約500メートルです。</p> <p>4番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、特養老人ホーム福山福寿園の至近です。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p>
委 員 4番	<p>場所は、天神山下交差点の南西、約300メートルです。</p> <p>6番は、内海町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p>

野田 続き	<p>場所は、箱崎漁港の西、約200メートルです。</p> <p>なお、3番、4番及び5番は、農振農用地域内の農地ですが、7月29日農振除外が決定しております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊9ページ7番から11ページ17番について報告します。</p> <p>7番は、南蔵王町でトビや土木建設業を営む譲受人が福山市北部で工事が多くなり、大黒町の破産管財人をとおして申請地を譲り受け、併用地を含め露天資材置場を整備するものです。</p> <p>場所は市立動物園の南西1.6キロメートルの所です。</p> <p>8番は、建設業を営む駅家町の借受人が現在使用している資材置場を返還しなければならなくなり、その代替地として、叔父が所有する申請地を使用貸借権で借り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>申請地は既に工事に着手しているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は加茂中学校の南東600メートルの所です。</p> <p>9ページ9番から10ページ11番は、関連案件です。</p> <p>駅家町の土木建設業を営む譲受人は、露天駐車場が不足しており、9番と11番の譲渡人から申請地を譲り受け、また、10番で使用貸借権により借り受け、露天駐車場を確保するものです。</p> <p>なお、10番と11番の申請地は既に露天駐車場として使用しているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は服部大池の北1キロメートルの所です。</p> <p>12番は、千代田町で借家住いの借受人は実家に近い、祖父が所有する申請地に使用貸借権を設定して、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は服部大池の北に面した所です。</p> <p>13番は、御幸町で包装資材の製造を行う譲受人は東桜町の譲渡人から申請地を譲り受け、不足している従業員用駐車場を確保するものです。</p> <p>場所は御幸小学校の西1キロメートルの所です。</p> <p>14番は、駅家町の借受人である息子世帯が現在住んでいる実家が老朽化し、手狭になったため、父親が所有する申請地へ使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は宜山小学校の南100メートルの所です。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>15番は、駅家町の借受人である息子世帯が住んでいる実家が手狭になったため、隣地にあたる父親が所有する申請地へ使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は宜山小学校の南300メートルの所です。</p> <p>16番は、駅家町に住む譲受人が自宅を建築した当時から自宅への進入路の一部として使用していたもので、この度、同町の譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>そのため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は宜山小学校の北500メートルの所です。</p> <p>17番は、新市町に住む譲受人は仕出し料理店を営んでいますが、山際で店舗や進入路が狭隘なため、さいたま市の譲渡人から申請地を譲り受け、自宅を含め移転するものです。</p> <p>場所は網引小学校の東200メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、7番の66-1と17番の664-3を除く全ての申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、7月29日農振除外済です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」 11ページ18番から12ページ22番について報告します。</p> <p>18番は、建設業を営む川北の法人が、新湯野の渡人から申請地の湯野の田2筆合計2,095㎡を譲り受けて、事業拡大で不足する露天資材置場として利用するものです。</p> <p>19番は、西中条の渡人が所有する申請地の西中条の田1筆492㎡について、孫である西新涯町の受人が使用貸借権の設定をして借り受けて、両親・祖母の日常生活及び農作業の支援をするため、分家住宅を建築するものです。</p> <p>20番は、湯野の渡人が相続した申請地の三谷の畑1筆1,143㎡について、配偶者の受人が使用貸借権の設定をして借り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>21番は、道上の渡人が所有する申請地の道上の田1筆56㎡について、申請地隣地に居住する道上の受人が譲り受けて、宅地の拡張をし、自宅の増築をするものです。</p> <p>22番は、道上の渡人が所有する申請地の道上の畑1筆150㎡について</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>て、子夫婦である津之郷町の受人が使用貸借権の設定をして借り受けて、自宅建築予定地への進入路として利用するものです。</p> <p>18番から22番については、いずれの申請地も、農振農用地区域内の農地ですが、7月29日農振除外済です。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、18番と21番、22番については、既に土地造成や宅地・進入路としての利用がされていたため、それぞれ顛末書の提出を受けています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番から4番について報告します。 1番は、愛媛県越智郡上島町の申請人が、昭和60年11月から住宅敷地として利用し、現在に至っております。 場所は、沼隈支所の北東、約600メートルです。 2番は、野上町の申請人が、昭和30年3月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、クレセントビーチの北、約100メートルです。 3番と4番は同一の申請人によるものです。 3番については、昭和47年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております、4番については、昭和29年8月から住宅敷地及び進入路として利用され、現在に至っております。 場所は、どちらも、田島駐在所の南東、約100メートルです。 なお、2番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7番 岡本	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の5番について報告します。 5番は、金江町の申請人が、昭和30年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、長迫池から西へ約150メートルのところです。 なお、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊13ページの6番と8番について報告します。</p> <p>6番の山野町大字山野字押谷の3筆は昭和35年5月頃から、クズや笹が繁茂し、原野化しております。</p> <p>大原の2筆は湿地帯でクズ・イバラ・花菖蒲が繁茂しており、耕作再開は不可能であると判断しました。</p> <p>押谷の3筆の場所は山野小学校の西1キロメートルの所です。</p> <p>大原の2筆は山野小中学校の西500メートルの所です。</p> <p>8番は平成初期から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。</p> <p>場所は服部大池の北西3キロメートルの所です。</p> <p>申請地は、すべて農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p>

議 長	東部地区の報告をお願いします。
委員 2番 上田	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、14頁1番について報告します。</p> <p>1番は、申請人である子が川口町五丁目の農地3筆3546㎡を相続し営農していくものです。</p> <p>場所は、川口小学校から1筆が南西600mで、残り2筆が同じく川口小学校から南800mです。</p> <p>現地確認を行いました。申請地は適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
議 長	<p>次に、議案第6号「非農地判断について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 2番 委員 2番 上田	<p>議案第6号「非農地判断について」の15頁1番から11番について報告します。</p> <p>1番～11番は春日町宇山の3つの字にまたがっていますが、隣接する地域にあります。</p> <p>農地パトロールで長いもので2018年9月から、短いものでも2020年9月から複数年荒廃区分5と確認しており、山林状態が続いているものです。</p>

<p>委員 2番 上田 続き</p>	<p>山の麓で、不整形地・狭小地・傾斜地が多いため、耕作困難だったと考えられます。</p> <p>場所は春日小学校から北1, 200～1, 400mの位置になります。</p> <p>いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第5号「非農地判断について」の12番と13番について報告します。</p> <p>12番の赤坂町の農地については平成26年から、13番の水呑町の農地については平成23年から、農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で、山林となっております。</p> <p>いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に，協議及び報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について，ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の16ページから19ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは，相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，16件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，20ページと21ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び，22ページから29ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条17件，5条48件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，30ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により，転用目的が農業用施設であり，かつ転用面積が2アール未満の場合，農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり，現地確認の結果，農業用倉庫であることを確認しました。</p> <p>次に，31ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が3件ありました。</p> <p>次に，32ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり，農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり，この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に，33ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後，何らかの事情により履行できな</p>

事務局 続き	ったことから提出されたものであり，1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について，発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので，次に，「2022年度（令和4年度）農地パトロールの実施について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>事務局の三好です。農地パトロールの実施について説明いたします。</p> <p>農地パトロールには，1999年（平成11年）から取り組んでまいりました。農地制度の適正執行や農地の有効利用促進を図るためです。</p> <p>その後，2009年（平成21年）に農地法が改正され，管内全ての農地を毎年1回以上調査し，農地の「利用状況調査」を行わなければならなくなりました。これは農地法第30条第1項に基づきます。</p> <p>また利用状況調査の結果に基づき，所有者に対し利用意向調査を実施することになっております。</p> <p>これは農地法第32条第1項に基づきます。</p> <p>2011年（平成23年）から，「利用状況調査」と併せて，荒廃状況を調査する「荒廃農地調査」が追加されました。</p> <p>しかし，2021年度（令和3年度）からはこの2つの調査が統合され，調査内容も大きく見直されました。</p> <p>これに伴い昨年度は実施要領と実施手順を変更しました。</p> <p>実施要領について，昨年度から変更した点を申し上げます。</p> <p>まず表題の年度を更新しました。</p> <p>そして第4条の趣旨を徹底するために，全体での研修会を行うつもりでした。しかしながら，今年度はコロナ罹患者増加の影響で中止にしました。</p> <p>そこで，実施手順を作成し配布することとしました。</p> <p>なお各委員の要望があれば個別の研修をいたします。その場合事務局担当者に電話予約を入れて頂きます。</p> <p>次に第6条の提出日を10月7日（金），各出張所の事務局提出〆切を10月21日（金）に変更しております。</p> <p>次に実施手順における変更点を説明します。</p> <p>2021年度の地図では荒廃区分A・Bの記載があり，判定は1～5でして頂きました。</p> <p>今回は，昨年度の判定を地図に反映しております。</p> <p>したがってA・Bの記載はありません。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>また、実施手順4頁をご覧ください。 判断基準表については、文言を増やしてほしいという要望が農地利用最適推進委員からありました。そこで、区分1と2に関して「意向調査を行うべき農地」、さらに区分2には「荒廃度が重度でも基盤整備を行った農地」という文言を入れました。 荒廃区分5については、「年内に非農地判断すべき農地」という文言を入れました。 昨年度は研修会で直接お話ししましたが、今年度は文章にして記入しております。 また「耕作が再開されている農地」Cと、「荒廃農地から保全管理に変わった農地」Dについても文言を表の中に記入し、確認しやすくしました。 次に5頁をご覧ください。 (vi) 指導・斡旋の有無を記入するように追加しました。 県への報告義務があるので、追加した項目になります。 記入例「様式1」利用状況調査の頁をご覧ください。 昨年度荒廃区分欄がA・Bから荒廃区分1～5に変わっております。色分け区分も入れております。 現況地形と発生区分については、昨年度番号を記入して頂きました。 それをもとに、備考欄へ言葉で記入しました。確認しやすいと思います。 現地を見ながら判断に問題ないか確認して頂くつもりです。 なお、変更点や加筆・修正部分は、赤で記入して頂く予定です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第7回福山市農業委員会総会を終了します。 なお、来月の総会は8月31日開催の予定です。 皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。</p>

15時40分閉会